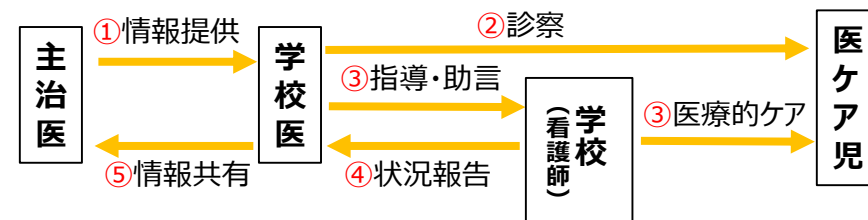


- 「医療的ケア児への対応として、主治医から学校へ情報提供の視点が欠けているため、充実させていく必要があるのではないか。」
【令和2年度診療報酬改定に向けた議論（中央社会保険医療協議会）】
- 学校において医療的ケアを安全に実施するには学校保健に精通している学校医が中心となり、有機的に機能する組織が必要。
【小児在宅ケア検討委員会での議論（日本医師会）】
- 安全な環境で医療的ケアを実施するには、標準的な手順の整理が必要。
【学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備に関する要望（日本看護協会）】

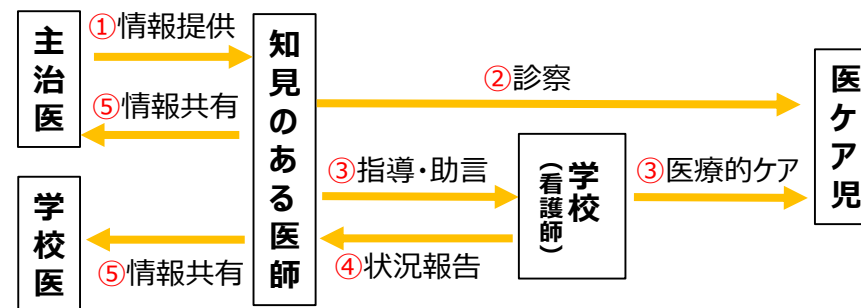
＜主治医から学校医等への情報提供に基づいた医療的ケアの流れ＞

- (1) 学校は保護者からの申出を受けて、「学校医」に学校における医療的ケアの実施を相談し、相談結果を踏まえ、「学校医」又は「知見のある医師」に業務（看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言）を委嘱
- (2) 「学校医」又は「知見のある医師」は「主治医」からの情報提供①を受け、「医ケア児」を診察②し、「主治医」等※と調整を図り、学校における医療的ケアを検討
※ 「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合は、「学校医」とも調整
- (3) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言③
- (4) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師からの状況報告④等を踏まえ、「主治医」等※に医ケア児の学校生活上の情報を共有⑤
※ 「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合は、「学校医」にも共有

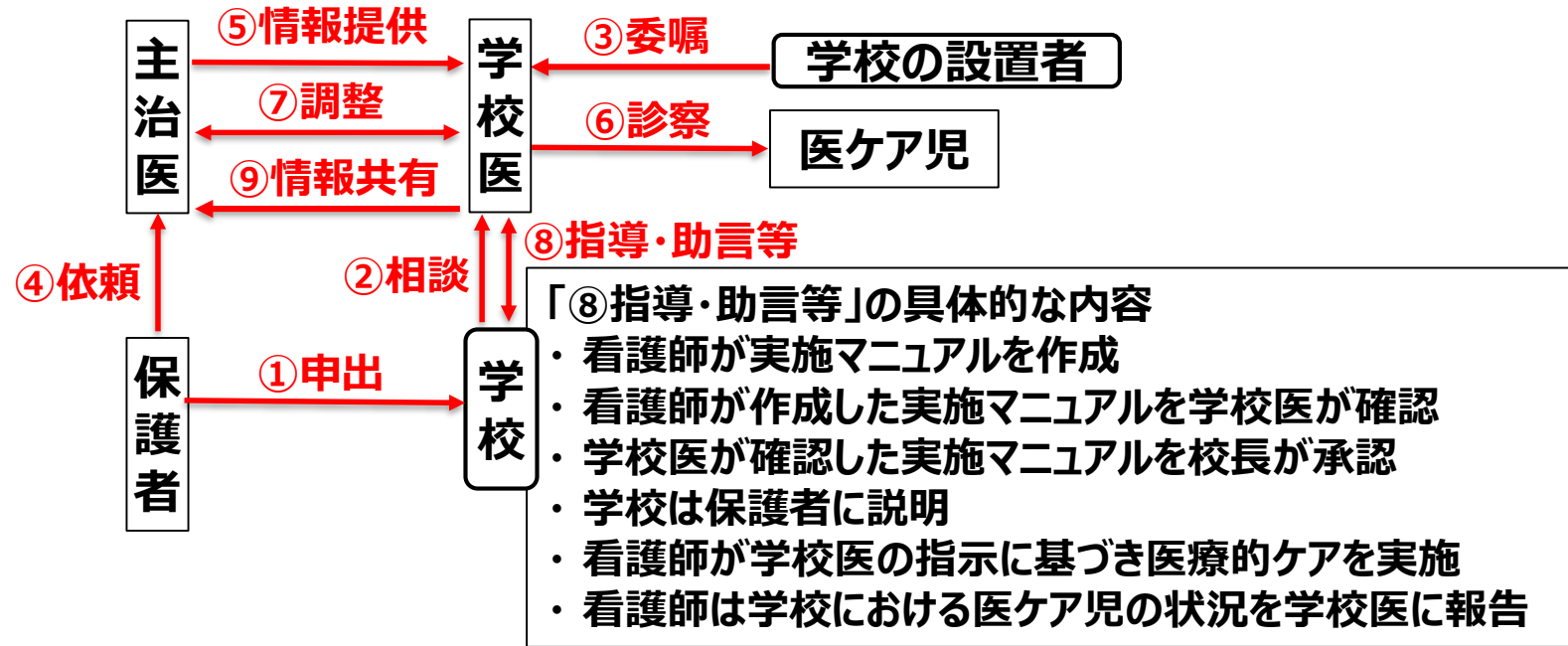
①「学校医」が学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



②「学校医」以外の医師が医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



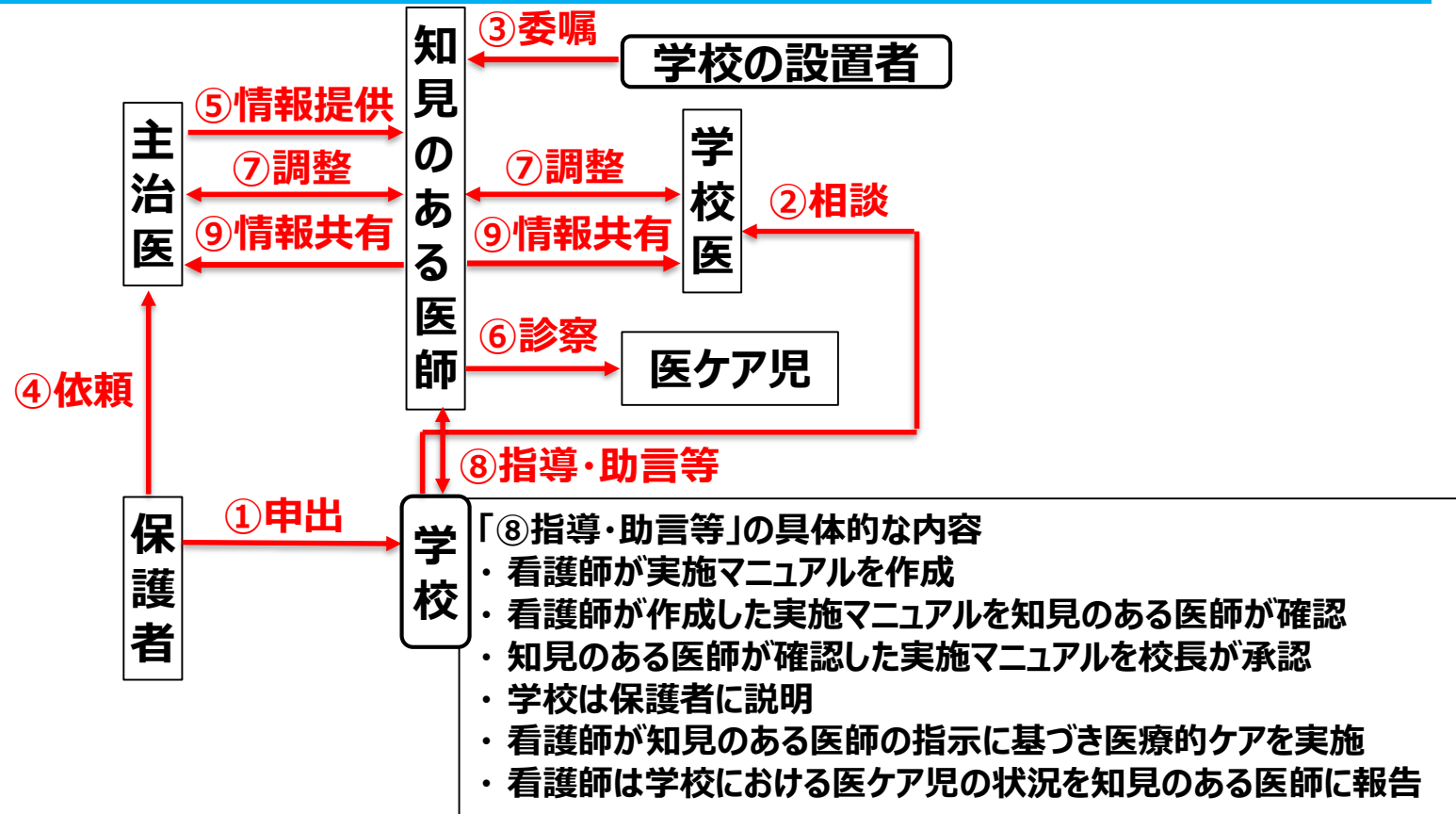
「学校医」が学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



- (1) 「学校」は「保護者」からの申出①を受けて、「学校医」に学校における医療的ケアの実施を相談②
- (2) 「学校医」への相談結果②を踏まえ、「学校の設置者」は学校における医療的ケアに係る指導・助言の業務を「学校医」に委嘱③
- (3) 「保護者」は学校への申出①を踏まえ、「主治医」に医ケア児の病状・治療状況、投薬中の薬剤の用量・用法、装着・使用医療機器等の情報を「学校医」に対して、文書による提供を依頼④
- (4) 「学校医」は「主治医」からの情報提供⑤を受けて、「医ケア児」の診察⑥、「主治医」との調整⑦を踏まえ、学校における医療的ケアを検討
- (5) 「学校医」は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言⑧
- (6) 「学校医」は看護師からの状況報告等を踏まえ、医ケア児の学校生活上の情報を「主治医」に共有⑨

主治医から学校医等への情報提供に基づいた学校における医療的ケアの具体的な流れ②

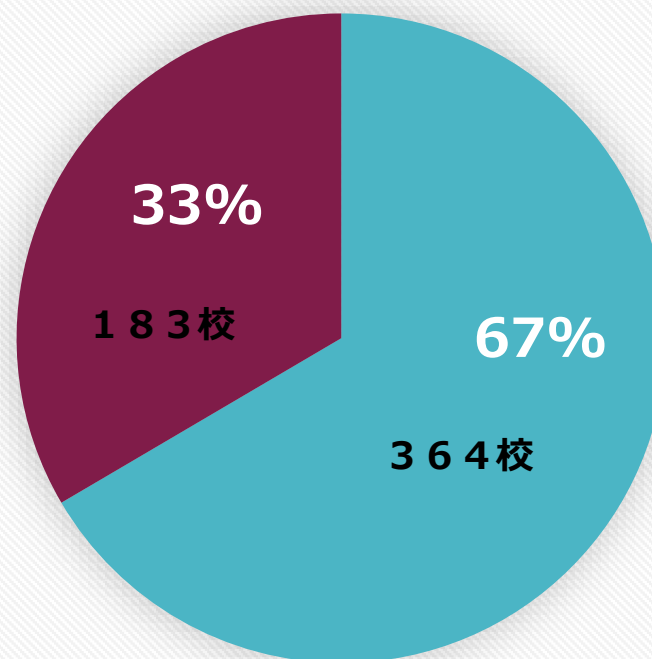
「学校医」以外の医療的ケアや在宅医療に知見のある医師が医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



- (1) 「学校」は「保護者」からの申出①を受けて、「学校医」に学校における医療的ケアの実施を相談②
- (2) 「学校医」への相談結果を踏まえ、「学校の設置者」は学校における医療的ケアに係る指導・助言の業務を「知見のある医師」に委嘱③
- (3) 「保護者」は学校への申出①を踏まえ、「主治医」に医ケア児の病状・治療状況、投薬中の薬剤の用量・用法、装着・使用医療機器等の情報を「知見のある医師」に対して、文書による提供を依頼④
- (4) 「知見のある医師」は「主治医」からの情報提供⑤を受けて、「医ケア児」の診察⑥、「学校医」・「主治医」との調整⑦を踏まえ学校における医療的ケアを検討
- (5) 「知見のある医師」は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言⑧
- (6) 「知見のある医師」は看護師からの状況報告等を踏まえ、医ケア児の学校生活上の情報を「主治医」・「学校医」に共有⑨

都道府県における「医療的ケアに知見のある医師」への委嘱状況

特別支援学校等における「医療的ケアに知見のある医師」の任命・委嘱状況



N = 547校

■ 任命又は委嘱している ■ 任命又は委嘱していない

都道府県教育委員会が個別に任命又は委嘱した「医療的ケアに知見のある医師」の数 387人

うち、「学校医」が兼務している「医療的ケアに知見のある医師」 86人

文部科学省調べ（令和元年10月1日現在）

地域の医療機関との連携の下、医療的ケアの体制を構築した例（愛知県刈谷市）

刈谷市教育委員会と地域の病院（医療法人豊田会刈谷豊田総合病院）が協定を結び、市立刈谷特別支援学校における医療的ケアの体制（出向による看護師の配置や指導医の委嘱など）を構築

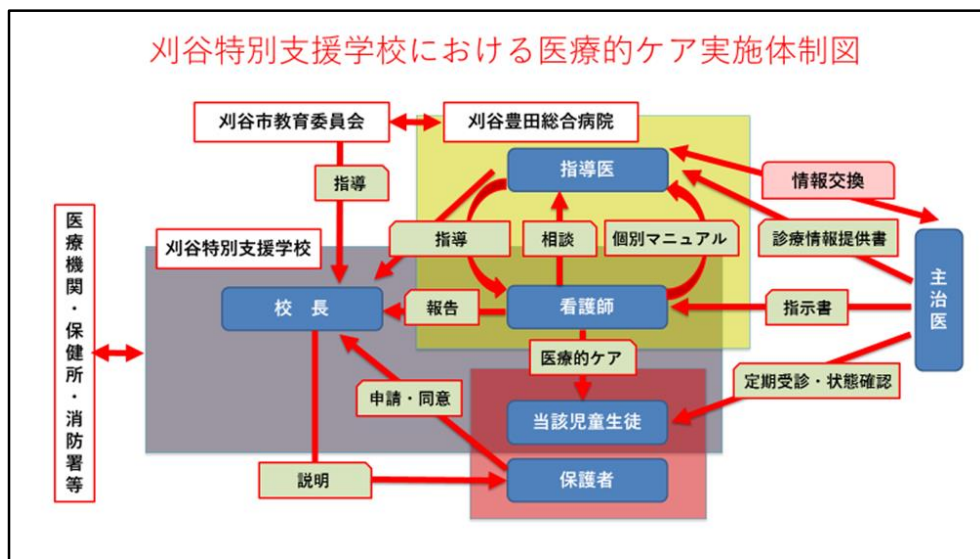
（1）出向による看護師の配置

⇒ 医ケア児 1 1 名(H30)に対して、3名の看護師（管理職 1名、常勤 1名、非常勤 1名）が出向

（2）知見のある医師（医療的ケア指導医）と主治医、学校の連携

⇒ 指導医が勤務する病院と、看護師の出向元の病院が同じであることから、保護者が医療的ケアの申請に当たって、指導医の受診をする際、医療的ケアを行うことになる看護師が同席可能。

また、主治医による看護師への指導や事前研修のほか、医療的ケアの試行期間の設定が省略できる。



刈谷市における申請手続きの流れ

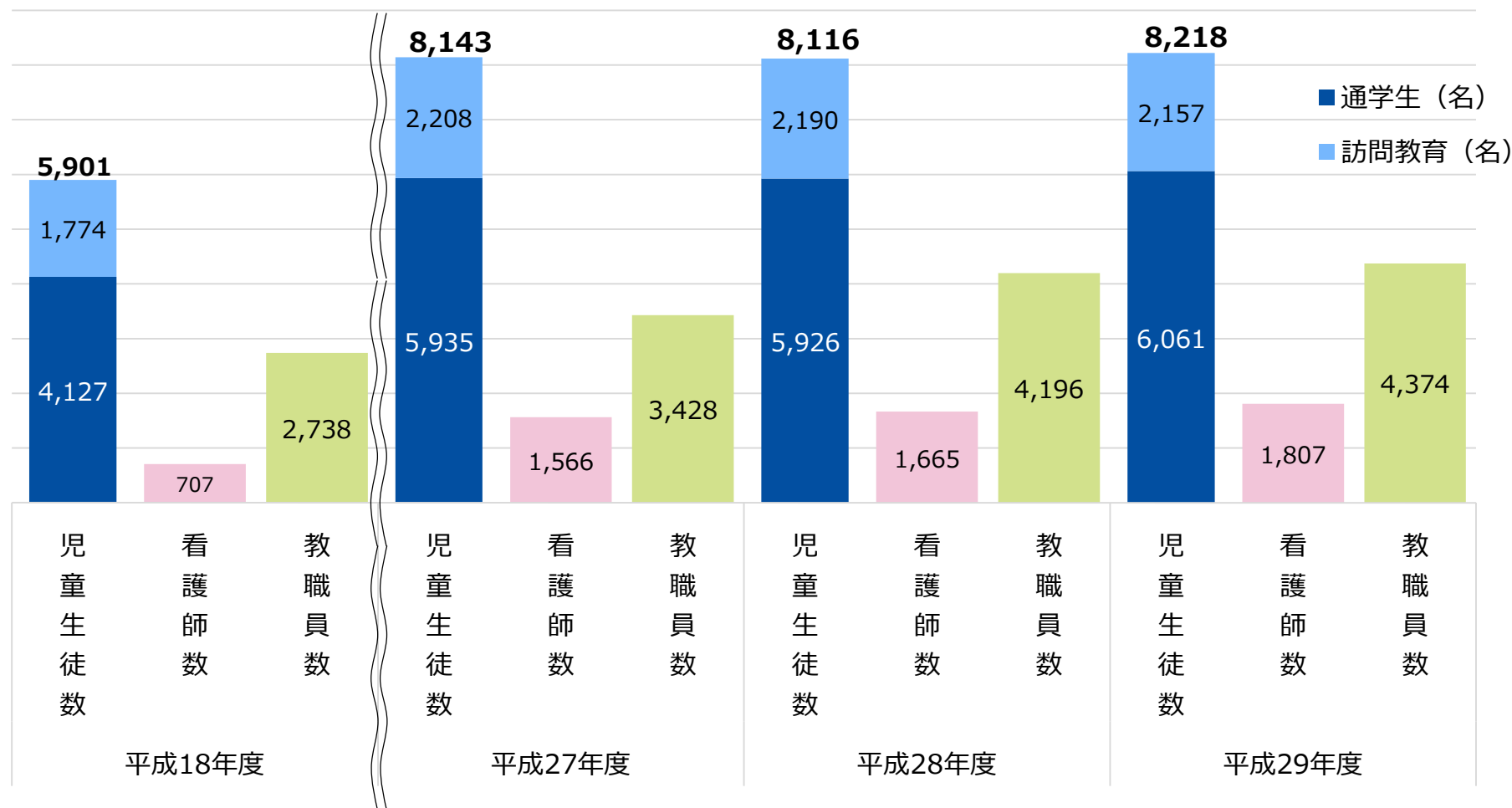
- ①保護者への事前説明（学校）
- ②指示書を添えて校長に申請（保護者）
- ③指導医への受診（保護者）
- ④個別マニュアルの作成（学校・看護師）
- ⑤校内委員会で協議（校長）
- ⑥実施の可否決定の保護者への通知（校長）
- ⑦校長への同意書の提出（保護者）
- ⑧医療的ケアの実施

【学校における医療的ケアに関する基本的な考え方】

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携して医療的ケアに当たること。

「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知）

対象となる幼児児童生徒数・看護師数・教職員数の推移（公立特別支援学校(幼稚部～高等部)）



(注) 教職員数は、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを実施する教職員の数。
 平成27年度は9月1日現在、その他は5月1日現在。
 平成28年度と平成29年度は年度中に医療的ケアを実施（予定を含む。）する教職員の数

対象となる児童生徒数・看護師数の推移（公立小・中学校）

